

一般社団法人 福井県子ども会育成連合会 謝金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福井県子ども会育成連合会（以下「この法人」という。）が支払う謝金について必要な事項を定めるものである。

(謝金対象者)

第2条 この法人の役員および職員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

(謝金の対象となる会議)

第3条 謝金の対象となる会議は、理事会がこの法人の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した会議とする。

(会議出席謝金)

第4条 第3条に定める会議に出席した第2条に定める謝金対象者には、対価として謝金を支払うことができる。

(講師謝金)

第5条 この法人の運営及び活動に必要な講座等の講師をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

(会議出席謝金の単価)

第6条 会議出席謝金の単価は、1時間当たり2,000円とする。会議出席謝金は、会議開催時間15分を単位として支給し、会議開催時間に15分未満の端数を生じたときは、15分に切り上げて処理するものとする。

2 代表理事（会長）は、必要に応じて、前項の会議出席謝金の単価を減額することができる。

3 理事会において、出席理事の過半数の合意があった場合に限り、本条1項の会議出席謝金の単価を増額することができる。

(講師謝金の単価)

第7条 講師謝金の単価は次の表のとおりとする。ただし、理事会において、出席理事の過半数の合意があった場合に限り、次の表の講師謝金の単価を増額することができる。

【講演・講義講師 謝金表】

(単位：円)

大学	民間企業	地方公共団体	一日当り	1回当り
大学教授	会社会長・社長	知事・市町村長	50,000	30,000
大学准教授	部長	部長	40,000	20,000
大学講師	課長	課長	30,000	15,000
大学助教授	係長	課長補佐	20,000	10,000
大学助手	主任	係長	15,000	7,000

※ 宿泊を伴う場合の支払いの対象となる時間は移動時間を除く実働日数とする。

※ 作家・俳優・評論家・僧侶・記者・アナウンサー等の個人については、職位や階層の一般的な定義がないため、依頼分野における経験年数を考慮する。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第8条 第2条に定める謝金対象者には、第6条及び第7条に定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

(改正)

第9条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めのない事項については、代表理事の専決事項とする。

附則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

(平成28年3月13日 理事会決議)